2 五位小学校いじめ防止基本方針

| 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長 及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう、教職員の合意形成に基づく指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、 児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

- ① 児童理解と環境づくり
 - ・いじめに関する校内研修を行います。
 - ・基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
 - ・規範意識を醸成し、「正義が通る学校」を目指します。
 - ・Q-U調査(学級診断尺度調査)を行い、望ましい学級集団をつくります。
 - ・児童理解に努め、記録を残して指導に生かします。
- ② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成
 - ア「いのちの教育」の推進
 - ・道徳科の授業で、いじめに関する教材を取り扱います。
 - ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と 関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力を育てます。
 - ・構成的グループエンカウンターを取り入れ、好ましい人間関係を育てます。
 - イ 児童が主体となる取組の充実
 - ・異年齢集団における活動(集団登下校・児童会活動・運動会・清掃)を通して、 互いを思いやり協力する心を育みます。
 - ・「あったか言葉」運動を実施します。
 - ・ボランティア活動を行い、自己有用感や自己肯定感を育みます。
- ③ 家庭や地域等との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
 - ・PTAや学校評議員会等と連携して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
 - ・ネットいじめを防止するため、「ごいネットルール」を基に、SNSの適切な利用 方法を含む情報モラル教育を計画的に進めるとともに、PTAの協力を得て、保護 者にもネットの危険性について理解を深める啓発活動を行います。
 - ・PTA、明社会と連携した挨拶運動を実施します。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わります。

また、早い段階からチームを組んで的確に対応します。

- ① 日常的な観察
 - ・休み時間や昼休み、放課後などの機会をとらえ、児童と触れ合い、児童の様子 を確認します。授業時は、(教科)担任が早めに教室等へ行きます。
 - ・日記や児童との雑談や普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に 努めます。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。
- ② アンケート調査
 - ・「生活アンケート」を毎学期行います。
- ③ 教育相談
 - ・児童全員へ定期的な個人面談を実施します。(年3回)

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、ただちにいじめを受けた児童の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行います。

また、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴しま す。
 - ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
 - ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会で情報 を共有します。
 - ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
 - ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者 に連絡します。
 - ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。
- ② いじめられた児童及びその保護者への支援
 - ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への 支援を行います。
 - ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の 教職員の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。
- ③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言
 - ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝 罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
 - ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は 財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、 いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導 します。
 - ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担 する行為であることを理解させます。
- ⑤ ネット上のいじめ
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児 童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察 に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。

また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

- ① 児童の見守り
 - ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ 必要な指導を行います。
 - ・児童の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援 を継続して行います。
- ② 再発防止の取組
 - ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努めます。
 - ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭、その他関係する教職員
- ※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者等を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し。
- 教職員の共通理解と意識啓発(校内研修等)。
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口。
- ・いじめ事案の調査と対応。

4 年間計画

1 140 14			
月	取組	月	取 組
4	・校内研修 (いじめについての共通理解)	10	・Q - U調査
5	・いじめ防止対策委員会I	11	・生活アンケート調査 ・教育相談(全員面談)
6	・Q - U調査 ・生活アンケート調査 ・教育相談(全員面談)	12	・人権週間 ・児童会による「あったか言葉」運動 週間 ・いじめ防止対策委員会 4
7	・いじめ防止対策委員会 2	I	
8	・校内研修(事例研究) ソーシャルスキル・アサーション トレーニング研修または、Q - U 分析研修	2	・生活アンケート調査 ・教育相談(全員面談)
9	・いじめ防止対策委員会 3	3	・学校評価の結果集計・考察 ・いじめ防止対策委員会 5

5 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」を活用し、学校の取組について 評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて 適宜見直しを行います。

★ ごいネットルール

- ① 家族で、生活リズムに合ったルールを決めよう。
- ② 相手のことを考えた使い方をしよう。
- ③ 自分と友達の身を守ろう。